

連結自己資本の構成に関する開示事項 (2018年3月末)

(単位: 百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	経過措置による 不算入額	前期末	経過措置による 不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1 a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	420,924		400,738	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	77,793		77,793	
2	うち、利益剰余金の額	363,708		346,848	
1c	うち、自己株式の額 (△)	17,538		21,276	
26	うち、社外流出予定額 (△)	3,038		2,627	
	うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	460		413	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	106,066		93,363	23,340
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の 額に算入されるものの額の合計額			503	
	うち、非支配株主持分等に係る経過措置により算入 されるものの額			503	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	527,451		495,018	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係 るものを除く。)の額の合計額	7,636		5,612	1,403
8	うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含 む。)の額	—		—	—
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライ ツに係るもの以外のものの額	7,636		5,612	1,403
10	繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—		—	—
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 122		△ 112	△ 28
12	適格引当金不足額	21,741		16,545	4,136
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	—
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己 資本に算入される額	—		—	—
15	退職給付に係る資産の額	535		186	46
16	自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除 く。)の額	2		1	0
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—		—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—		—	—
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		—	—
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段の うち普通株式に該当するものに関連するものの額	—		—	—
20	うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ ライセンスに係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	—

21		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—		—	—
22		特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		—	—
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—		—	—
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—		—	—
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—		—	—
27		その他Tier1資本不足額	—		—	
28		普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）	29,793		22,233	
普通株式等Tier1資本						
29		普通株式等Tier1資本の額（イ）－（ロ）（ハ）	497,657		472,785	
その他Tier1資本に係る基礎項目						
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		—	
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	—		—	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—		—	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—		—	
34-35		その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	2,918		2,744	
33+35		適格旧Tier1調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
33		うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—		—	
35		うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—		—	
		経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			60	
		うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額			60	
36		その他Tier1資本に係る基礎項目の額（ニ）	2,918		2,805	
その他Tier1資本に係る調整項目						
37		自己保有その他Tier1資本調達手段の額	—		—	—
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—		—	—
39		少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—		—	—
40		その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—		—	—
		経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額			2,068	
		うち、適格引当金不足額に係る経過措置により算入されるものの額			2,068	
42		Tier2資本不足額	—		—	
43		その他Tier1資本に係る調整項目の額（ホ）	—		2,068	

その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額 (二) - (ホ)	(へ)	2,918		736
Tier1資本					
45	Tier1資本の額 (ハ) + (へ)	(ト)	500,576		473,522
Tier2資本に係る基礎項目					
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		—		—
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		—		—
	Tier2資本調達手段に係る負債の額		20,000		10,000
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		—		—
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額		465		434
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—		—
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		—		—
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		—		—
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額		1,011		973
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額		1,011		973
50b	うち、適格引当金Tier2算入額		—		—
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				15,843
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額				15,843
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)		21,476		27,251
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額		—		—
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額		—		—
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額		—		—
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額		—		—
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額				2,068
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置により算入されるものの額				2,068
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)		—		2,068
Tier2資本					
58	Tier2資本の額 (チ) - (リ)		(ヌ)	21,476	25,183
総自己資本					
59	総自己資本の額 (ト) + (ヌ)		(ル)	522,053	498,705

リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額			1,450	
	うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。）に係る経過措置により算入されるものの額			1,403	
	うち、退職給付に係る資産に係る経過措置により算入されるものの額			46	
	うち、自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）に係る経過措置により算入されるものの額			0	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	4,205,575		3,962,828	
連結自己資本比率					
61	連結普通株式等Tier1比率 (ハ) / (ヲ)	11.83%		11.93%	
62	連結Tier1比率 (ト) / (ヲ)	11.90%		11.94%	
63	連結総自己資本比率 (ル) / (ヲ)	12.41%		12.58%	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	31,939		37,939	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	4,165		4,054	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		—	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	1		—	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	1,228		1,188	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	1,011		973	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	23,628		22,207	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	—		—	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	—		—	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	